第 1 5 号

行=小 国 町 役 場 発 刷=小手谷市位下印刷

39,890 5,000 212,000 5,269 10,101 25,548 18,961 17,100 639 2,500 6,392 24,300

分

歳入

区。

歳入合計



昭和45年7月15日発行

小国町の人口

女 計 2,537 世帯数

-	般	会	計	款	別	現	計	額
						-110-	111	

102.52.110.00		歲上	#		革化	4 千円
福正額	at	区	分	補正前の額	補正額	at
1,320 2,000 \$\triangle 645 1,380 3,185 3,556 130 75 1,410 8,300	41,210 5,000 214,000 4,624 11,481 28,733 22,517 17,230 7,14 2,500 7,802 32,600	6.	工木防育復債 工木防育復債	10.422 61.047 25.994 22.425 2.580 28.871 4.409 34.426 5.763 105.170 11.697 31.148 2.385 17,800 3,653	100 6.161 1,817 2,171 8 4,496 10,200 858 2,726 163 — 	10,522 67,208 27,721 24,596 2,588 33,367 4,409 44,626 6,621 107,896 11,860 31,148 2,585 9,862 3,602
		200 200				6.35

367.700 20.711 388.411

歲出合計

_	_				_		_		_
围	民	建康	保	除特	別会	1	款	別現	計

367.700 | 20.711 | 388.411

歳 入		a PC DE INC	NIX 19 77	裁 出	CHIER		位直	1 千円
区分	箱 正 前の額	補正額	ät	区	分	補正前の額	補正額	81
1. 程 1. 在 1. 在	40,161 71,718 4 20 1,563 1 8	△3,000 △2,699 — 3,000 7,830	37,161 4 69,019 4 20 4,563 7,831 8	1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	骨設 出	4,650 106,080 1,093 200 901 555	13 1,260 — 3,642 216	4,663 107,340 1,093 200 4,543 771
歲 入 合 計	113,479	5,131	118,610	歲出台	ti f	113.479	5,131	118,610

上小国診療所特別会計予算款別現計額

歳 入					歳	出			单位	千円
区	分	補正前の額	補正額	21	区		分	補正前の額	補正額	ät
4. 繰	収 入 計手数料 支 出 金 入 収	11,072 4 1 4,358 2	3,193 126 — —	14,265 130 1 4,358 2	1. 総医施公子 5. 子	務業整債 備	費費 費費 費	8,148 6,805 2 218 264	2,885 200 — 234	11,033 7,005 2 218 498
歳入	승 計	15,437	3,319	18,756	蔵	出台	# #	15,437	3,319	18,756

注するを抽出進設表面柱別合計系統

歳	λ	法								単化	立 千円		
区		分	本年度 予算額	前年度 予算額	比核	2增減	区			分	本年度 予算額	前年度 子算額	比較增減
1. 診使県繰踏 5. 諸	療 収 用料手出 文 収	入料金金入	730 1 440 400 1	416 1 550 587 1	Δ	314 110 187	1. 総2. 天3. 子		務業備	教教	1,188 375 9	1,312 241 2	△ 124 134 7
裁	入合	11	1,572	1,555		17	歳	出	合	â†	1.572	1.555	17

He M. o. SS WE	7/4	Tr.	att		改		ĪΕ		後
控除の種類	改	E	dir	45	年	分	46	年分	以後
基 礎 控除			170,000円		77,	500円			180,000円
配偶者控除			170, 000	1	77,	500			180,000
扶養控除		叫者のない O扶養親族	100,000	仝	15,	た		4	120,000 た 左 130,000
障害者控除		特別障害者	90,000		97,	000		仝左	100, 000 140, 000
老年者控除			90,000		97,	500			100,000
寡婦控除			90, 000		97,	500			100,000
勤労学生控除			90,000		97,	500			100,000
給与所得控除	(比例控除語 給与の収入 残りの金額 (イ) 80万円:	金額から定 について までの部分々 とこえ100万 をこえ2007	円までの部	(全左 (全) (f) (f) (g) (f) (h) (h) (f)		20% 19% 9%	(d) 100万 (e) 100万 円ま	円をでのに	での部分の 20% こえ200万
		をこえるで と高限度額				4% [1]000		11	500, 000FI

5,532人 5,803人 11,335人

昭和45年6月30日现在

当初予算後の一般会計の主な事業

主たる事業 知味が別報信はによるラル 同道路新設改良費 可道特殊改良費 落防施設整備費 各小学校維持移繕費 柏農小国分校長場整備費 前年度赤字見込の減少

所

得

減

税

0 あ

ら ま

りました。

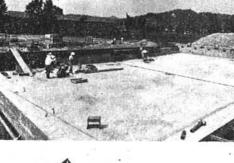
いろいろ

回に別けてありましたが、 類が今まで六月と十月の二 期が今まで六月と十月の二 がかます。 他町村と同じく六月に全額 四〇〇円を一回で納入して いたゞくことに改正されま した。 以上六月定例読会のあらま

19, 900 T-17
5, 276
120
1, 070
1, 578
157
3, 000
400
1, 045
857
601
2, 230
4, 800
2, 737
3, 500
470
1, 140

金 額

△ 18, 138





月 定 例 町 議 会 0

六

概 要

車「ゆうあい号」が参ります。 して他人を助け、自分が病 気や事故のときには皆さん の献血、預血で助けて戴く これが献血の目的です。 私たちはいつ輪血の必要が 私たちはいつ輪血の必要が を表かわかりません。県内 の輪血をまかなう為にも御 理解ある献血をお願い致し ます。 一、日と時刻 七川二四日 七川二四日 七川二四日 七川二四日 大演 ・「本語」中央公民館 ・「大塚血前に医師が健 イ、採血前に医師が健 イ、接面前に医師が健 が参ります小国町に「ゆうあい

スポーッをやることでして忍耐力を養りにはま敗にして明朗なる人を、 -第七回町 案 民体育大会

Ţ~...

捨場ではな は泣

٤

いて

いる!

各位のスポーツに対する認 微を深めて戴くため、積極 御観覧下さるようお願い致

と思います。 と思います。 人にでも輪血が出来ると たいましたが最近の輪血が出来ると言いれていましたが最近の輪血が出来ると言いれていましたが最近の輪血が出来ると言いれば不適合が起き易いと言いれば不適合が起き易いと言いれば不適合が起き易いと言いないのですが、最近にないますが、最近になったのですが、最近になったのですが、最近になったのですが、最近になったのですが、最近になったのですが、最近になったのですが、最近になったのがRh中にRかりというのは血球の中にRかりというのは、1000円の中にRかりというのは、1000円の中にRかりというのは、1000円の中にRかりという。

致します。 新チー

小国の里は、そこに生活をおいな生活環境に恵まれたれいな生活環境に恵まれた

平「ゆうあい号」が参りま中「ゆうあい号」が参りま 1

11

号

玉

[民健·

M

ح

血 液

型

国民健康保険の被保険をは、このようなとき、どらしなければならないか。ど

場合) 場合) 帯主は、十四日以内に役場 帯主は、十四日以内に役場 下さい。 下さい。 この場合、次の事項が必

一八日に参ります たの愛の血で たの愛の血で

日、 した者の氏名、性別、生年月日、世帯主との続柄 現住所及び従前の住所並 びに職業。 びに職業。 びに職業。 での理由。 その理由。 その理由。 その理由。

この場合、次の事項が必要です。
一、被保険者の資格を喪失した者の氏名及び世帯主との続柄
一、資格喪失の年月日及びその理由
一、資格喪失の年月日及びその理由

ある場合は、

Ξ

た保険の名称。 二、資格要失のとき 「転出、社会保険加入、 生活保護開始、死亡等の 場合)

前の勤務先、加入してい、社会保険脱退の場合は

生活保護廃止、出生 (転入、社会保険服 のをきりすればよいか。

康保険係に届出 して 下 さ を変更したときは、その変 更に係る世帯の世帯主は、 中四日以内に、役場国民健

次のものが必

このようなとき療養費(1)、医療機関の診療報酬請求明療用別の診療報酬請求明療用別の診療報酬請求明

印かん持参の上、十四日以きは、変更後の世帯主は、世帯主に変更があったと

領書 (領)

Author Cell Add Author Cell Add Author Cell Add Author Cell Auth

◎ 税の相談日は毎月5の日、つまり五日、十五日 二十五日です。この日が日曜や祝日にあたるときはその翌日となります。はその翌日となります。はその翌日となります。はその翌日となります。相談には自分の住所や者前をいわなくともよくまた担当者はメモもとりませんからどんなご質問でも自由に相談ができませんがらどんなご質問でも自由に相談ができませんからどんなご質問でも自由に相談ができませんからどんなご質問

感なく利用して下さい。 なお、当日おいでになれない方は、5の日以外れない方は、5の日以外でも相談できますし、電 でも相談できますし、電

相談日です 5の日は税の

康保険 の 国民健 被保険者 三、被保険者の世帯変更の加入した保険の保険証加入の場合は、自然の保険がある。

成者が必要あると認め が特別以外の病院、診 が特別以外の病院、診 が等から診療を受け、 が等から診療を受け、

支給について とが困難であ

親のその手

は

玉 町 役 務 課 集=総 印 刷=小千谷市位下印刷

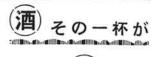
子

が

握

る





٤ る

昭和45年7月5日発行 とのできるものであることの認識を深交通事故が人の力によって避けるこいものであることの自覚を新たにし、 決意して、 れにとも

人の生命が何ものにもかえがたく尊

すべての県民は、

全を図 ために、 従い、 もって交通事 交通の を 道徳 わせ

, 月 10 日

潟 県

新

昭和37年7

新潟県が交通安全県であるこ ここに二五〇万県民の名に 故の絶無を期す 交通の 規則

世 (宣) 界 0 通 願 安 全

- 8

Œ

経済の伸長と民生文化の向上を示す たましさを悲しみ、 のとして喜ぶべきことであるが、 近時県内交通量の激増は、 なって士増加す 、交通事故の根絶を土増加する災禍のい 本県産業 _

交通安全

改

・○五五 宣言文明 会
・○五五 受賞文明 表
・○五五 受賞文明 説
・○五五 受賞文明 説
・○五五 受賞文明 説
・○五五 受賞文明 説

前

・ (信女明 知) (について) (につ

一日時

昭和45年7月10日

交通安全県宣言

会

Ξ

実況放送された

飲酒運転の規制に関する新旧対照表

2 ;	育於(酒気	がを含	む。)運	伝による	5死亡1	1故	Nagara S
区别	年別	-	40	41	42	43	44
死件	全事故	12,767	11,922	13,257	12,885	13,556	15,396
事 故数	酒酔い運転 による事故 (B)	1,543	1,401	1,487	1.404	1,356	1.336
	(B)/(A)	12.1	11.8	11 2	109	100	8.7

	小国町加入	八云貝数	1
区分	人月1日	会員数	加入率
43年	11,960	2,437	20.3
44年	11,709	3,363	28.7
45年	11.379	4,679	41.1

43年	11,960	2,437	20.3
44年	11,709	3,363	28.7
45年	11.379	4,679	41.1

区分	傷害	死亡	åt	金 1	M
13年	1	-	1	5,00	14 00
14年	19	2	21	1,370,00	00
5年	2	-		申請申	+



か

あ

共済に加入しました。

り正しい歩行をされていて 家のためです、味り正しい歩行をされていて 家のためです。 わが身のためでも深に増加する交通量に が起っています。

4 車両等の運行 を管理する者 (安全運転管 理者等)の義 務

1 酒気帯び連転 2 酒解い運転 (1) 特に アルコールを保有している 状態をいう。
(2) 酒気を帯びて車両等を運転してもそれだけでは処別しない。 ただし、酒気を帯びて車両等を運転した場合には、熱ける別を、熱役別についてはそのを規則の2 倍まで、まれの2 間に ではその多種の 2 倍まで、まれぞれが、 加重する。
(1) 酒に酔って車両等を運転した場合 間金に処する。 この場合の酒に配合っている状態とは、身体に一定自びを発きたは5万円以下の間金に処する。 この場合の酒に配合っている状態とは、身体に一定自びを対したという。 は、身体に一定もびまり、というなり、以上にアルコールを保有しまり、より、このため車両を正常ないができないおそれがあるな状態をいう (1) 特に酒類の提供等を禁止する規定はない。

(1) 酒気を帯びて車両等を運転することを禁止する。この場合の酒気を帯びている状態とは、身体に保有するアルコールの最にかかわらず、およそ社会通念上酒気を帯びているといえる状態をいう。

(1) 安全運転管理者等が、運転者に対し、適酔い運転を下命・容認することを禁止する。 (2) 安全運転管理者等が運転者に酒酔い運転を下命・容認した場合、3月以下の配後または3万円以下の刑金に処する。

(2) 酒気帯び運転のうち、身体に一定の程度(血液1ミリリットルにつき0.5ミリグラムまたは呼気 リットルにつき0.25ミリグラム) 以上にアルコールを保有して車内等を選択下の悪役または、3万円以下の罰金に処する。

1) 酒に酔って車両等を運転した場合 2年以下の懲役または5万円以下の 間金に処する。 この場合の酒に酔っている状態と は、身体に保有するアルコールの影響に より車等の正常な運転ができない おそれがある状態をいう。

/ 酒気帯び運転をすることとなるお それがある者に対し、酒類を提供し または飲酒をすすめることを禁止す る。)' 安全運転管理者等が運転者に対 し、酒気帯び運転を下命・容認する ことを禁止する。

(2)' 安全運転管理者等が運転者に酒酔 い運転を下命・容認した場合, 2年 以下の懲役または5万円以下の罰金 に処する。 (2)* 安全運転管理者等が運転者に酒気 帯び運転を下命・容認した場合((2)* に該当する場合を除く。), 3 月以 下の懲役または3 万円以下の削金に 処する。ただし、この安全運転管理 者等が処罰されるのは、その運転者 が,10(2)*または2 の(1)*(窓当す る行為をした場合に限られる。

れ、 酒気を帯び運転することによって 即処罰を受けるそして交通三悪の一つ、 飲酒運転に関する 規制が強化先の国会において、道路交通法が改正されました。

みました。

運 転 を 追 放 ょ

酒

交0通0

安全県宣言記念

V

飲

00000 県大会開始

0催

0 さ

0る



2.95			. 89.5	
負	89	者	11,713	14
		県F	内の自身	协車
区分		手 別	43年	44
自動	車台	含 数	268,458	327
原付	自動車	11	268,418	279
耕;	運 機	"	93,903	94
60 114	र गार	T #	637.279	655

負 傷 者	11,713	14,363	2,650	22.6
県内	の自動	助車台	数	
区分 年別	43年	44年	增加数	增加率
自動車台数	268,458	327,742	59,284	22.1%
原付自動車 "	268,418	279,308	10,890	4.1
耕運機"	93,903	94.175	272	0.3
免許所有者	637,279	655,000	17,721	2.8

県内の交通事故

9,235

291

れにあるのか?

損害〈人〉のあらまし

Z

後遺障害補償費

慰謝料

財産的損害·

ない

の悪い道路、

意しずの巾

無理な追越し

救助搜索費

葬儀費

ケガの場合

休業補償費: 治療関係費:

治療期間中の休果による損害

ない

酒よい運転をし

盆の帰省客の長距離運

2、道路への飛び出し、ま の直前直炎の横断およい としょう。

ら注意力も緩慢になり

特に夏休み中の 特に夏休み中の

いて

過労運転をしな

2 1

治療関係費、治療期関中、死亡するまでの損害…

2

無免許運転をし

月21日~

8

月

20日実施

ts

5、歩行者事故をなくしよう ②家庭において正しい歩行 正しい自転車の乗り方、正 しい道路横断について話し あおう。

11,060

354

1、被害者本人
2、相続人……被害者本人が死亡した場合は、その暗債請求権を、相続人がそっくりうけつぎます。それでは誰が相続人となるかとでは誰が相続人となるかといいますと、被害者の子いいますと、被害者の子に走ん弟姉妹(このため)、よん

の慰謝料……

夏

の

交 通

事故

防

止

運

19.8%

63 21.6

精神的損害へ

権利は、だれに賠償の請求

交通事故といっても、全 交通事故といっても、全 表にがあるとはかぎりませ た。被害者側にも過失のある場合が、少なくないのです。たとえば死亡事故原因のおもたとえば死亡事故原因のおもたとまず。こうした場合は、損害額(賠債額)から、被害者の過失相殺といいます(ただし自動事力だけ差別かれることがあります。これを過失相殺といいます(ただし自動事力だけ差別かれることがあります。これを過失相殺といいます(ただし自動を行ないありませるとのある。

あるの

か ?

1、本人が生きていたら、 1、本人が生きていたら、 特 準得られたはずの収入 普通は、ホフマン式計算 すっこれは、大体次のような考え方にもとづいてい

43年 | 44年 | 増加数 | 増加率 | 43年

			演集部	
	小国町の	交通事故		6
	44年	增加数	增加率	30.7
	10	1.	11.1%	100
1	1	-10	-50 n	t

小国町の自動車台数

44年

887

2,325

1,443

2,560

43年

664

2,278

1,400

2,370

2 28.6

增加数 力

223

47

43

190

県内における昭和4年中の交通事故は、前年の数字を2ヶ月余りも早く突破し史上最悪の記録を大巾に更 対しました。過去三ヶ年間 横ばい状態であった死者は 前年を3人も上回っており

交通事故損害賠償

の

常

5 4

自

動

車

加

故 増 発 加

生の ع

状況

あります。

、保有者には いなカーの

おぼえて

2つの問題点

◎安全は 人にたよらず 自分で守ろう

◎よびあうな みちのむこうと こっちでは

に請求するなど)に請求するなど)

◎無理するな 遠くに見えても 車は速い

◎急停車 するなさせるな 無理するな

◎われ先に 急ぐ心に 事故が待つ

3

人についての 損害賠償なかみ

なが知って

お

き

たい

	(i)	
曾加率	動	
33.6%	台数	
2.1	数の増	
3.1	加状	
8.0	況	

○又自動車保有台数も急速 な増加をし、小国町では33 な増加をし、小国町では33 にのほか道路環境が整備さ れて県外車の通行が増し、 交通量は急速な増加を示し でいる状況です。